

第4章 施設整備の基本的な方針等

4-1 施設の規模・配置計画等の方針

(1) スポーツ・レクリエーション系施設の個別施設計画の基本方針

今後の維持管理の取組みについては、総合管理計画で示された「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び第1次行動計画で示された「維持・保全の基本方針」に基づき実施していきます。

スポーツ・レクリエーション施設においては、「第2章 スポーツ・レクリエーション系施設の目指すべき姿」(1)安全安心な施設で示したとおり、計画的な修繕・改修を実施し、施設の機能や安全性を高い水準で維持するため「予防保全型」、高須体育館及び旧取手第一中学校体育館については「事後保全型」を採用しています。

予防保全型維持管理を行い、あり方の検討において長期的に存続すべきと判断された施設は、躯体の健全性を確認のうえ、問題がなければ目標耐用年数を目指します。

誰もが利用しやすい環境の整備として、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。

また、「第2章 スポーツ・レクリエーション系施設の目指すべき姿」(3)持続可能な施設及び(4)環境変化に対応した施設に基づき、設備の更新、改修時における省エネルギー化や脱炭素化を推進しつつ、施設の配置・運営方法の適正化についても検討を行い環境の変化に対応した施設を目指します。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設の規模・配置計画等の方針

総合管理計画では、令和37年度(2055)までに公共施設の総量の27%を削減するという数値目標を設定し、第1次行動計画で行った施設類型ごとの縮減試算では、スポーツ・レクリエーション系施設においては、縮減率29.4%、縮減面積6,166㎡という目標値を設定しました。目標値達成のために、今後個々の施設の現状を勘案しながら、利用状況やコスト状況の指標を参考に施設評価を行い、再編等の検討を行います。その際、各施設の耐用年数、更新時期、あり方の検討結果も踏まえ再編、改修等の計画を推進していきます。

4-2 修繕・改修等の基本的な方針

本計画では、第1次行動計画で示された、予防保全型維持管理を実施する施設の、修繕・改修周期の考え方に沿い、実施していくことを基本的な方針とします。ただし、これまで大規模改修工事が未実施のままで、既に大規模改修の時期が経過している施設については、あり方の検討によって運用期間を設定の上、残存期間に見合った内容の改修等を実施します。

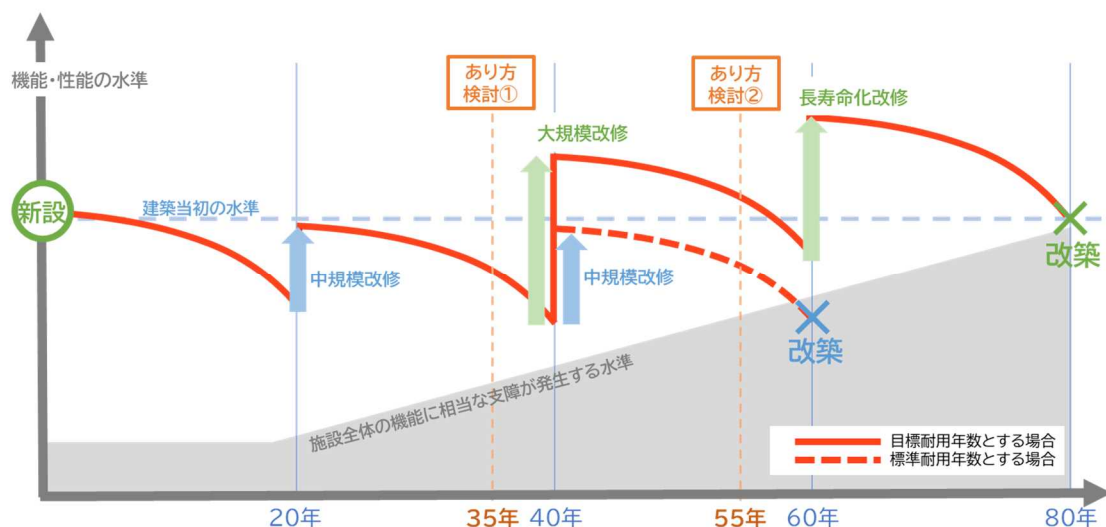
4-3 目標使用年数、改修周期の設定

予防保全型維持管理を実施する施設は、劣化が進行した部位をある程度まとめて更新することで保全コストを縮減し、工事回数を減らすことにより利用者の利便性を確保するため、20年ごとに周期的な修繕・改修工事を行うことを基本とします。

その中で、取手グリーンスポーツセンターは令和6年度(2024)、藤代スポーツセンターは令和8年度(2026)に施設のあり方の検討①を行い、今後の施設を運用する期間を設定します。その他の施設は、令和4年度(2022)に施設のあり方の検討①を行った結果、藤代武道場は長期的に使用する施設、高須体育館は標準耐用年数まで使用します。

旧取手第一中学校体育館については、平成28年(2016)3月に策定した「旧取手第一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利活用計画」において必要な改修を実施して、社会体育施設及び避難所として継続的に利用することを決定したことから、令和7年(2025)に大規模改修工事を予定しています。

図表 4-1 修繕・改修のイメージ



出典：第1次行動計画